



## すまいの火災保険

家族が安心して暮らすすまいだからこそわかりやすく確実な保険でありたい。すまいのリスクにあわせて契約プランやオプションの特約をお選びください。

一般より割安な  
大口団体割引  
5%が  
適用されます

大口団体割引は2022年11月1日~2024年10月31日の間に保険始期日がある契約に適用されます。(ただし地震保険には適用されません。)大口団体割引率は団体全体のお引き受け実績に応じて、毎年11月1日に見直されます。大口団体割引率は大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べたものです。2024年11月1日以降の割引率は(株)ヤマハコーポレートサービス 保険サービス事業部までお問い合わせください。

### 三井住友海上は『GK すまいの保険』で4つの「もうひとつ上の安心」をご提供します。

- 1 もうひとつ上の安心** 充実の保険金で、生活再建をお手伝いします。近年、豪雨や台風による水災をはじめ、大規模な自然災害が頻繁に発生しています。当社は、保険の対象の修理にかかる費用だけでなく、事故の際に発生するさまざまな費用を補償し、もとの生活を取り戻す「生活再建」をお手伝いします。
- 2 もうひとつ上の安心** 万一の事故のときも24時間365日体制でお客さまをサポートします。事故の発生から解決まで、専門的な知識を持ち、豊富な経験を積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。 **お客様満足度(注) 96.5%** (注) お客さまアンケート結果 (2021年度累計)
- 3 もうひとつ上の安心** 不足のない保険金額設定と保険金支払いにより、大切なすまいを確実に守ります。お客さまのおすまいの保険金額を、当社が算出する標準評価額の範囲内でご設定いただくことで、不足のない補償を実現します。万一の事故の際は、消耗分を差し引いた時価額ではなく、保険金額を上限に実際に要した費用を基準として保険金をお支払いしますので、すまいの修理や再取得を確実にお手伝いできます。
- 4 もうひとつ上の安心** 建物内に限らず、敷地内家財まで補償します。家財は、すべて建物内に収容されているとは限りません。敷地内の玄関先や庭の物置に保管している家財も含め、お客さまの大切な家財をしっかりとお守りします。

## 保険の対象

リスクに備えるため保険の対象をお選びください。火災保険では、建物と家財がそれぞれ保険の対象となります。

### ① 建物と家財の両方

#### ② 建物のみ (一戸建てまたはマンション等の共同住宅)



#### ③ 家財のみ (注) (家具、家電製品、衣類等)



※保険の対象の所有者を記名被保険者としてください。保険の対象が家財の場合は、記名被保険者および記名被保険者の親族が被保険者となります。

## 契約プラン リスクに対応した契約プランをお選びください。

○: 補償されます (保険金をお支払いする事故) ×: 補償されません

オススメ マンション等の共同住宅専用

すまいを取り巻く6つのリスク	建物の例	家財の例	フルサポートプラン	セレクト(破損汚損なし)プラン	セレクト(水災なし)プラン(注1)
<b>1 火災、落雷、破裂・爆発</b> 火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。	火災により建物が焼失した。	落雷により家電製品が壊れた。	○	○	○
<b>2 風災、雷災、雪災</b> 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雷災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水等を除きます。)、をいいます(吹込みまたは雨漏り等による損害を除きます。)	暴風で屋根が損傷を受けた。	雷で窓ガラスが割れ、家財が損傷を受けた。	○	○	○
<b>3 水ぬれ</b> 給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に発生した破損等は3の事故になります。)	給排水設備が破損し、部屋が水びたしになった。	マンション上階からの水漏れにより、家財が損傷を受けた。	○	○	○
<b>4 盗難</b> 強盗、窃盗またはこれらの未遂をい、盗難に伴い保険の対象に発生した損傷または汚損等の損害を含みます。	泥棒により窓ガラスが割られた。	泥棒により現金や家財が盗まれた。	○	○	○
<b>5 水災</b> 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が発生した場合、または再調達価額の30%以上の損害が発生した場合をいいます。	大雨による洪水で床上浸水し、建物が損傷を受けた。	大雨による洪水で床上浸水し、家財が損傷を受けた。	○(注2)	○(注2)	×
<b>6 破損、汚損等</b> 不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1から4までの事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって損害を被る事故を除きます。	自動車飛び込みで、建物が損傷を受けた。	誤ってコーヒーをこぼしてパソコンを壊した。	○	×	○

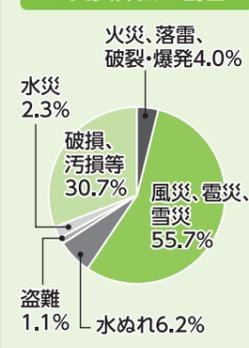
**自動セットまたはオプションの特約**  
自然災害や賠償事故等のさまざまなリスクに備える特約をご用意しています。

**原則自動セット 地震保険**  
[GK すまいの保険]では補償されない地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。

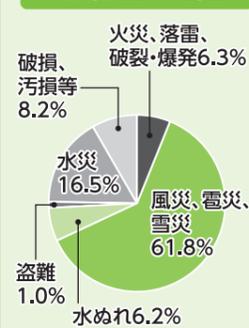
**安心のサービス付き 暮らしのQQ隊 (水まわりQQサービス・カギあけQQサービス)**

### 参考データ

#### お支払件数の割合



#### お支払金額の割合



※[GK すまいの保険]の2018年度~2020年度三井住友海上支払実績に基づいた数値です。

上表に記載された契約プラン以外に、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン」(注1)(1~4のリスクが補償されます。)および「エコノミープラン」(1~2のリスクが補償されます。)があります。これらのプランには暮らしのQQ隊はセットされません。

※保険の対象が建物のみの場合、家財の損害は補償されません。また、保険の対象が家財のみの場合、建物の損害は補償されません。(注1) 保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物に共同住宅の場合にご選択いただけます。(注2) 5 水災による損害について、水災支払限度額特約をセットすることで、保険料のご負担を抑えながら、支払限度額を縮小して損害保険金をお支払いする方式に変更することもできます。

## 暮らしのQQ隊 暮らしのQQ隊は、「フルサポートプラン」、「セレクト(水災なし)プラン」限定のサービスです!

**暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー (24時間365日受付!)** ●30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。(部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。)

### 水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおぼれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



### カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



※このサービスは三井住友海上が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。 ※「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル(無料)に事前にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(無料)につきましては、保険証券をご覧ください。 ※サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に三井住友海上のホームページから「ご契約者さま専用ページ」に登録いただくことでご確認できます。 ※一部の地域(離島など)ではご利用できない場合があります。 ※サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

ご検討されている方は、P32の「お見積り依頼書」をご返信ください

# 地震保険

地震保険への加入をおすすめします。

## 地震保険の補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。  
 ※「GK すまいの保険」では、地震等を原因とする損害は補償されません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)



## 地震保険のお申込みについて

地震保険を単独でご契約いただくことはできません。「GK すまいの保険」とあわせてお申込みください。なお、地震保険は原則自動セットとしますので、地震保険に加入されない方は、書面によるお申込みの場合、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。保険期間の途中から地震保険にご加入いただくこともできます。

## 警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および保険金額の増額契約(地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。)はお引受けできませんのでご注意ください。

## 地震保険の保険の対象

地震保険の対象は、「居住用建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)」または「家財(居住用の建物に収容されている場合に限り。)」です。  
 ※地震保険の対象は、「GK すまいの保険」で保険の対象となっているものに限ります。

## 保険の対象とならないもの(「GK すまいの保険」の対象に含める場合であっても、地震保険の保険の対象には含まれません。)

- 屋外設備(門、塀、垣、物置または車庫を除きます。)、庭木 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- 自動車、バイク(原動機付自転車を除きます。)
- 貴金属、宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの等
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

## 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします(実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。)

## 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は一般社団法人日本損害保険協会が制定した「地震保険損害認定基準」に従います(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは認定基準が異なります。)。保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損	建物の時価額の50%以上	家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の100% [時価額が限度]
大半損	建物の時価額の40%以上 50%未満	家財全体の時価額の60%以上 80%未満	地震保険金額の60% [時価額の60%が限度]
小半損	建物の時価額の20%以上 40%未満	家財全体の時価額の30%以上 60%未満	地震保険金額の30% [時価額の30%が限度]
一部損	建物の時価額の3%以上 20%未満	家財全体の時価額の10%以上 30%未満	地震保険金額の5% [時価額の5%が限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生したときに遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。※損害保険会社から算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります(2023年6月現在)。※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

## 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険の対象の紛失または盗難によって発生した損害 (例) 地震発生後に泥棒が入り家財が盗まれた
- 門、塀、エレベーター、給排水設備等の付属物のみに発生した損害 (例) 門や塀のみに損害があった
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に発生した損害 (例) 発生から20日経ってから壁が崩れた
- 損害の程度が一部損に至らない損害 (例) 建物の主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%未満の場合等

# 家財保険

オススメプランのご案内

オススメです!  
保険料加入例

- ①地震保険をセットした場合  
毎月の保険料:560円  
5年間合計保険料:33,600円
- ②地震保険をセットしない場合  
毎月の保険料:350円  
5年間合計保険料:21,000円

「セレクト(水災なし)プラン」  
 ◆物件種別:住宅物件(マンション)専有面積100㎡ ◆建築年月:1995年7月  
 ◆所在地:静岡県 ◆構造級別:M構造 ◆保険期間:5年<団体・集団扱 月払60回>  
 ◆保険金額:家財200万円(免責金額:0万円(水ぬれおよび破損等5万円)) 家財地震:100万円  
 ・事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約(損害保険金×10%・300万円限度)  
 ・地震火災費用特約(保険金額×5%・300万円限度)  
 ・自宅外家財特約 保険金額30万円(免責金額:0万円(水ぬれおよび破損等5万円))  
 ・災害緊急費用特約  
 ・ライフライン停止時仮すまい費用等特約  
 ◆地震建築年割引10%適用 ◆大口団体割引5%適用



※上記加入例の保険料は2023年6月時点のものです。保険料はご加入の保険始期日および所在地・建物構造などによって変わりますので詳細は代理店までお問い合わせください。

## 団体扱契約加入資格等について

【保険契約者】ヤマハグループに勤務され、その団体から毎月給与の支払いを受けている方。  
 【記名被保険者】保険の対象の所有者のうち保険始期日時点において、次のいずれかに該当する方となります。  
 1. 保険契約者 2. 保険契約者の配偶者 3. 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 4. 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族  
 ただし、次の①または②の場合には、「5. 保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族」を記名被保険者とすることができます。  
 ①上記1~4の方が、上記5.の方と共有する物件を保険の対象とする場合  
 ②上記1~4の方が使用し、上記5.の方が所有する物件を保険の対象とする場合

## おすすめ特約

失火見舞費用特約 類焼損害・失火見舞費用特約と同時にセットできません。 類焼損害・失火見舞費用特約 失火見舞費用特約と同時にセットできません。  
 火災、破裂・爆発の事故で、隣家に損害が発生した場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

## 失火見舞費用保険金

右記ア、～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣住民の建物や家財等の第三者の所有物に損害が発生した場合に、支出した見舞金等の費用の額をお支払いします(1棟被災世帯あたり30万円限度、1回の事故につき損害保険金の30%限度)。

## 類焼損害保険金

右記ア、～エ.のいずれかから発生した火災、破裂・爆発の事故により、近隣の住宅、店舗および工場などの建物やその収容資産に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼先にお支払いします(1回の事故につき1億円限度)。

- ア. 主契約建物
- イ. 主契約建物に収容される家財
- ウ. 主契約家財
- エ. 主契約家財を収容する保険証券記載の建物



## 自宅外家財特約 家財を保険の対象に含む「フルサポートプラン」または「セレクト(水災なし)プラン」の場合にセットできます。

自宅外家財(※)に発生した損害を補償します。自宅外家財は、携行中家財と敷地外収容家財をいい、外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財(携行中家財)や、別荘等に収容している家財(敷地外収容家財)に発生した損害を補償します。  
 (注) 保険証券記載の建物がある敷地内外に所在する記名被保険者または記名被保険者の同居の親族が所有する家財をいいます(下宿しているお子さまの家財等は対象になりませんのでご注意ください)。



## 災害緊急費用特約 すべてのご契約にセットできます。

保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の事故につき、1敷地内ごとに保険金額×10%または100万円のいずれか低い額が限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・損害が生じた建物の本修理費用 ・仮すまい先への引越し費用

## ワンポイント 災害緊急費用特約で費用の高額化に備えることができます! (例)水災の場合

・水災による浸水被害の特徴として、被害物件の代替として使用するすまいを手配する費用(仮すまい費用)が生じる可能性があります。仮すまい費用は、復旧までの期間が長くなればなるほどその費用がかさみ、負担が高額になりやすい傾向にあります。  
 ・「事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約」ではまかないきれない場合でも「災害緊急費用特約」をセットすることで仮すまい費用を実費で補償できるため、費用の高額化に対して確実に備えることができます。

■水災時に発生する費用負担のイメージ

費用	災害発生時		本修理		復旧後		負担合計
	当面の生活必需品購入	仮修理費用	引越し費用	仮すまい費用(注)	引越し費用		
	衣類、寝具、食器等	養生等の応急処置		家賃:約10万円×6か月 礼金:家賃1か月分 仲介手数料:家賃1か月分			
負担額	30万円	5万円	25万円	80万円	25万円		165万円

■お支払いする保険金(上記ケースで損害保険金を800万円と仮定した場合)

項目	金額
事故時諸費用(火災・風水災等限定)特約	80万円
災害緊急費用特約	85万円
支払合計	165万円

(注) ホテル代も補償されます。ただし、損害を受けた保険の対象(または保険の対象を収容する建物)と立地条件・規模等において同種同程度の代替物件または代替施設を賃借するのに必要な費用が限度となります。※出費額は参考としての一例(概算イメージ)であり、実際の出費とは大きく異なる場合があります。



## NEW ライフライン停止時仮すまい費用等特約

災害緊急費用特約付きのご契約にセットできます 保険期間の途中でのセットや削除はできません(始期日応当日を除きます。)

事業者からの電気、ガスまたは水道の供給が12時間以上継続して供給停止し、一時的にすまいに居住することが困難となった場合に必要となる仮すまい費用等を実費でお支払いします(1回の供給停止期間を通じて10万円限度)。

⚠ 保険金をお支払いしない主な事例 ・計画停電の際の発電機レンタル費用 ・地震により断水した際のホテル宿泊費用

※本案内は「GK すまいの保険(すまいの火災保険)」および地震保険の概要を説明したものです。詳しくは保険始期日に対応した重要事項のご説明または商品パンフレットをご覧ください。

ご検討されている方は、P32の「お見積り依頼書」をご返信ください